

ID: 24

担当部署: 財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町公共物管理条例 第14条及び第15条		
例規番号	平成15年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条及び第15条の規定による。 (罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第8条の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>(4) 前条の規定に違反して検査を拒み、又は妨げた者</p> <p>第15条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日